

島根県公共事業再評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、県が事業主体となって実施する公共事業の再評価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 再評価の対象となる公共事業は、土木部、農林水産部及び健康福祉部が所管する国土交通省、農林水産省及び厚生労働省の国庫補助事業、交付金事業及び県単独事業であって、以下の各号のいずれかに該当する事業を対象とする。

ア 別表1、2及び3に掲げる事業

イ 前号に掲げるもののほか、社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業

2 再評価該当年度に完了、又は既に主要工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

(再評価の視点)

第3条 再評価にあたっては、県は以下の各号に掲げる評価の基本的な視点を踏まえ、評価対象事業、評価の単位、評価を行う際の指標（以下「評価手法」という。）を定め、この評価手法に基づいて評価を実施するものとする。

ア 事業の進捗状況

イ 事業を巡る社会経済情勢等の変化

ウ 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化

エ コスト縮減や代替案立案等の可能性

(公共事業再評価委員会の設置)

第4条 再評価の実施に関し、知事は、学識経験者等の第三者からの意見を求めるため島根県公共事業再評価委員会（以下「再評価委員会」という。）を設置する。

2 再評価委員会の設置に関する事項は別に定める。

(再評価委員会の意見の尊重)

第5条 再評価の実施に関し、再評価委員会からの意見の具申があったときは、知事はこれを尊重するものとする。

(評価結果等の公表)

第6条 評価結果、対応方針等は公表するものとする。

(その他)

第7条 再評価の対象とする事業が国庫補助事業の場合にあっては、この要綱に定めるもののほか当該事業を所管する省庁において策定された当該事業に係る再評価の実施に関する規定に準ずるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、再評価の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月12日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成11年8月20日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成13年1月6日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成16年5月26日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成18年5月15日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成20年2月18日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成21年12月2日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成22年10月12日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成23年10月21日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成26年7月28日から施行する。

別表1

対象事業		
農 林 水 産 部	関 農 係 林 事 水 業 產 省	1 事業採択後5年を経過した後も未着工の事業 2 事業採択後10年を経過している継続中の事業 3 再評価実施後5年を経過している継続中の事業

別表2

対象事業		
土 木 部	関 国 係 土 事 交 業 通 省	1 事業採択後5年を経過した後も未着工の事業 2 事業採択後10年を経過している継続中の事業 3 事業採択前の準備・計画段階で5年が経過している事業 4 再評価実施後5年を経過している未着工又は継続中の事業（下水道事業を除く） 5 再評価実施後10年を経過している未着工又は継続中の事業（下水道事業）

別表3

健 康 福 祉 部	関 厚 係 生 事 労 業 働 省	1 事業採択後5年を経過した後も未着工の事業 2 事業採択後10年を経過している継続中の事業 3 再評価実施後5年を経過している継続中の事業

島根県公共事業再評価委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、島根県公共事業再評価実施要綱第4条の規定により設置する島根県公共事業再評価委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、県が提出した再評価を実施する事業の一覧表の中から、各事業を取りまく社会状況等を勘案して審議対象事業を抽出し、審議する。

2 委員会は、審議対象事業に関して、県が作成した対応方針（案）に対し意見等がある場合には、知事に対して意見の具申を行う。

(組織)

第3条 委員は、地域の実情をよく理解している、公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員会は、10人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(特例)

第6条 委員会は、市町村長等から、市町村等が実施主体の補助事業及び交付金事業について委員会への審議依頼があり、その内容が適当と認められる場合には、第1条、第2条の規定にかかわらず当該事業に関して第2条の審議及び意見具申を行うことができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、土木部技術管理課及び健康福祉部薬事衛生課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成10年10月12日から施行する。

この要領の一部改正は、平成11年8月20日から施行する。

この要領の一部改正は、平成14年7月8日から施行する。

この要領の一部改正は、平成21年12月2日から施行する。

この要領の一部改正は、平成26年7月28日から施行する。

島根県公共事業再評価委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、島根県公共事業再評価委員会設置要領第8条の規定に基づき島根県公共事業再評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 会議は、予め事務局が各委員と日程調整を行った上で会長が招集する。

(委員の代理出席)

第3条 委員は、会議の出席について、他の者をもって代理人とすることはできない。

(委員以外の者の出席)

第4条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。但し、会議において非公開とすることを決議した場合は、この限りでない。

(議事録)

第6条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、議事録に記録するものとする。

2 前項の議事録には、議長及び議長の指名する2名の委員が署名押印しなければならない。

(審議対象事業の抽出)

第7条 会長は、予め事務局より提示された再評価を実施する事業の一覧表の中から事業の種類、各事業を取り巻く社会状況及び一件当たりの審議時間等を勘案して審議対象事業の原案を作成し、委員の意見を聴いた上で審議対象事業を決定する。

(意見具申)

第8条 会長は、審議の結果を取りまとめ、必要があると判断した場合は、知事に対し意見具申を行う。

(資料の公表)

第9条 会議に用いた資料は原則として公表する。但し、個人情報等で公表することが適切でないと事務局が判断する資料等については、委員会の了解を得て公表しないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成10年10月14日から施行する。